浜中町役場新庁舎建設基本構想 (素 案)

平成28年12月 浜 中 町

<u>目</u> 次

| 1 | 基本構想策定までの経緯 | • • • | P 1 |
|----|----------------------|-------|---------|
| 2 | 新庁舎建設の必要性 | • • • | P 1 |
| 3 | 総合計画や防災計画等との整合性 | • • • | P 2 |
| 4 | 新庁舎の施設整備の基本的な方向性 | • • • | P 2~P 3 |
| 5 | 新庁舎の建設位置について | • • • | P 4 |
| 6 | 新庁舎における部署・職員等の配置について | • • • | P 4~P 5 |
| 7 | 新庁舎の規模算定について | • • • | P 5~P 7 |
| 8 | 新庁舎の構造や設備について | • • • | P 7 |
| 9 | 防災センター機能について | • • • | P 7 |
| 10 | 事業費の算定と財源対策について | • • • | P 8 |
| 11 | 事業スケジュール(案)について | • • • | P 8 |

1 基本構想策定までの経緯

現本庁舎は、昭和42年に建築され49年を経過し、これまで必要な修繕等を重ねながら維持管理をしてきましたが、経年による老朽化は著しい状況であり、有事の際、来 庁者や職員の安全確保が懸念されていました。

現本庁舎は、津波浸水区域に位置していることから、新庁舎を建設するにあたっては、 地震・津波による浸水や倒壊など、自然災害のリスクが少ない高台等に移転し、「災害に 強い庁舎」として施設の安全性・耐震性を確保することが求められていました。

平成28年10月30日開催の第2回浜中町議会臨時会において、「浜中町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例」が可決されました。本基本構想は、防災機能を備えた役場新庁舎の建設を進めるにあたり、その計画段階の内容と今後実施する基本設計の大まかな指針などを示すものであります。

2 新庁舎建設の必要性

(1) 老朽化・耐震性への対応

現本庁舎は、昭和42年に建築されており、昭和56年に施行された現行の耐震基準前の建築物であります。平成27年2月から5月にかけて実施された耐震診断では、現庁舎の Is値(構造耐震指標)が国も求める基準であるO.75を大きく下回るO.174で、「耐震性に疑問あり」との判定結果となりました。このため、来庁者や職員の安全を確保するために、早急に庁舎を改築する必要が生じたところです。

(2) 津波浸水区域への対応

平成24年6月に北海道より新たな津波浸水予測が示され、本町の琵琶瀬地区で最大34.6mという津波浸水高が公表されました。現本庁舎の所在地についても、国土地理院の公表地図での標高では、庁舎前で標高3.2mの表示であります。

また、想定される津波の高さは、現庁舎の地盤・舗装面から8.5m、現庁舎裏では、 現地盤から8.0m程度となっています。

新庁舎は、この想定される津波浸水高の範囲を超えた位置に建設し、施設自体の安全性を確保しながら、様々な行政機能を維持していくことが必要です。

(3) 行政機能の集約化

現在の役場は、総合文化センターに事務所を置く教育委員会、更には老人福祉センターに事務所を置く福祉保健課など、行政部署が分散している状況にあります。新庁舎を建設の際にはこういった部署等の集約を行い、町民に対する行政サービスの向上を図らなければなりません。

3 総合計画や防災計画等との整合性

(1) 第5期浜中町新しいまちづくり総合計画及び第6期総合計画との関係

役場新庁舎の建設については、現在の本町の最上位計画である「第5期浜中町新しいまちづくり総合計画」実施計画で、計画期間の最終年度である平成31年度に基本設計が位置づけられていましたが、今後、ローリング作業により前倒しをして事業を進めることとなります。更に、事業完了が平成32年度末を目指していることから、次の第6期総合計画の計画期間(平成32年度~)と重なります。第6期総合計画においても実施計画等に事業をしっかりと位置づけし、進めるものとします。

(2) 浜中町地域防災計画との関係

浜中町地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、浜中町防災会議が策定したものであり、本町の防災対策の指針であります。大規模災害が発生した場合、あるいは発生する恐れのある時、非常配備等が必要になった場合は、浜中町長が災害対策本部を設置し、住民の生命を守るべく災害対策を進めることになっています。

新庁舎には防災センターを併設し、様々な防災機能を集約することとしています。新庁舎が本町の防災中枢拠点となって、この浜中町地域防災計画に沿って災害対策を講じていきます。

(3) その他計画との関係

新庁舎建設にあたっては、浜中町創生総合戦略や浜中町過疎地域自立促進市町村計画、 保健・介護事業計画、教育関連計画などで示された施策等を効率的に進めることも十分 考慮していきます。

4 新庁舎の施設整備の基本的な方向性

- (1) 来庁しやすく、効率性ある行政サービスが可能な庁舎
- ・窓口のワンストップ化、事務室のオープンスペース化などにより、手続きなどがし やすく、利便性のある施設内空間を構築します。
- ・町民にとって会話のしやすい相談室や多目的な活用ができる会議室や和室等を配置 します。
- ・昇降用のエレベーターや多目的トイレの設置、休憩スペースの確保により、高齢者 や障がい者を含め、全ての来庁者の利便性に配慮します。

(2) 防災機能が充実した庁舎

- 新庁舎が防災中枢拠点としての機能を発揮できるよう、自然災害等への対策を十分に考慮した庁舎とします。
- 現在の防災行政無線、津波防災ステーションの機能などを一括集約した「防災管理室(仮称)」を設置します。
- ・有事の際には庁舎内の会議室などをフルに活用し、町民の一時避難施設として活用します。

(3) 財政事情を十分考慮した庁舎

- ・厳しい財政事情を鑑み、施設規模(面積等)については必要最小限にし、有利な制度を最大限活用することで、経費の削減に努めます。
- ・ 将来にわたる維持管理経費とともに、施設改修や設備更新などのランニングコストの削減が図られる庁舎とします。

5 新庁舎の建設位置について

建設予定地である浜中町湯沸445番地のほか、現庁舎の裏山の土地の形状、更には切り土や避難道の勾配などを含め、専門的な見地から建設要件を考慮します。このため、建設位置は基本設計委託業務の中で行う用地測量や水準測量により、最も望ましい位置を比較検討し決定します。

要件として、来庁者の利便性をしっかり確保することを第一に、有事の際に庁舎までの避難に要する時間なども十分に考慮しつつ、現本庁舎の所在地の津波浸水高(約8m以上)を超える範囲で、可能な限り低い位置に建設するよう取り組みます。

6 新庁舎における部署・職員等の配置について

(1) 基本となる指標

新庁舎の規模の算定根拠となる職員数や議員数を次のとおり算定します。

【表1】

| 項目 | 算 定 数 |
|-------------|-------|
| 新庁舎に配置する職員数 | 111人 |
| 議員数 | 12人 |

(2) 配置予定の部署や職員数

平成28年4月1日現在の職員数は、教員等を含め195名(特別職除く)となっています。今後、将来推計人口の減少等から、定年退職等による完全な欠員補充も困難になってくると考えられますが、ここ数年で相当な定年退職者が生じる時期にあたり、現在の機構と機能を維持し、安定した行政サービスを提供していくためには、急激な職員数の削減には踏み切れない状況であります。

現在の本庁舎で業務を行っている職員は臨時職員を含め98名ですが、新庁舎には老人福祉センターで業務を行っている福祉保健課、総合文化センターで業務を行っている教育委員会(管理課、生涯学習課社会教育係)を本庁舎に集約します。このため、建設時の職員数は臨時・嘱託職員を含め、現行の計111名で想定します。(表1)

また、新庁舎における部署の配置の考え方については、町民の利用が多い部署を低階層に配置し、それ以外の階層にその他の行政部署や教育委員会部局を配置するよう計画します。

【表2】新庁舎に配置する予定の部署数、職員数

| 部署等 | 三役 | 課長級 | 係長級 | 一般職員 | 再任用 | 嘱託•臨時 | 計 |
|--------|----|-----|-----|------|-----|-------|-----|
| 三役 | 3 | | | | | | 3 |
| 総務課 | | 1 | 4 | 9 | 1 | 1 | 13 |
| 防災対策室 | | 1 | 1 | 1 | | | 3 |
| 企画財政課 | | 1 | 4 | 4 | 1 | | 10 |
| 商工観光課 | | 1 | 2 | 1 | | 1 | 5 |
| 税務課 | | 1 | 2 | 6 | | | 9 |
| 町民課 | | 1 | 3 | 5 | | 1 | 10 |
| 福祉保健課 | | 1 | 3 | 10 | | 4 | 18 |
| 水産課 | | 1 | 3 | 2 | | | 6 |
| 建設課 | | 1 | 3 | 3 | | 1 | 8 |
| 水道課 | | 1 | 2 | თ | | | 6 |
| 出納室 | | 1 | 1 | | | 1 | 3 |
| 教委管理課 | | 1 | 2 | 3 | | 2 | 8 |
| 教委生涯学習 | | 1 | 1 | 2 | | | 4 |
| 教委指導室 | | 1 | | | | | 1 |
| 議会事務局 | | 1 | 1 | | | 1 | 3 |
| 監査事務局 | | | 1 | | | | 1 |
| 計(人) | 3 | 15 | 33 | 46 | 2 | 12 | 111 |

(3)議員定数

浜中町議会の議員の定数を定める条例では、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 91 条第 1 項の規定に基づき、浜中町議会の議員の定数を 1 2 人としていることから、 現在と同じ 1 2 人で想定します。

7 新庁舎の規模算定について

新庁舎の規模については、現本庁舎の面積をベースに、福祉保健課や教育委員会の部署等の面積を加算します。また、新たに設置する防災管理室(仮称)や会議室等の面積も加算し算定します。

【表3】現本庁舎の面積及び国土交通省算定基準面積

| 室 名 等 | 現庁舎の面積内訳 | 国交省新営一般庁舎面積算定内訳 |
|-----------|----------|-----------------|
| 事務室 | 756.0 | 673.7 |
| 倉庫 | | 79.6 |
| 会議室(※) | 35.6 | 500.0 |
| 便所及び洗面所 | 28.5 | 34.9 |
| 湯沸室 | 13.3 | 29.7 |
| 受付 | | 6.5 |
| 宿直室 | 16.2 | 9.9 |
| 電算室 | 36.8 | 36.8 |
| 印刷室 | 32.4 | 32.4 |
| 相談室 | | 106.9 |
| 医務室 | | 45.0 |
| エントランスホール | 32.4 | 64.8 |
| 更衣室 | 18.9 | 18.9 |
| 休養室 | | 20.0 |
| 機械室 | | 115.0 |
| 電気室 | | 28.0 |
| 廊下等交通部分計 | 305.2 | 720.9 |
| 議場ほか | 165.2 | 420.0 |
| 議員控室 | 71.3 | |
| 議長室 | 19.4 | |
| その他 | 70.7 | |
| 計 (A) | 1,601.9 | 2,943.0 |

【表4】各室の積み上げによる必要面積(想定)

| 区分 | 室名等 | 必要面積 (㎡) | 室数 | 合計面積 (㎡) | 備考 |
|-------|------------|-------------|----|-------------|-------------|
| 特別職関係 | 町長室 | 35.6 | 1 | 35.6 | |
| | 副町長室 | 28.0 | 1 | 28.0 | 新規 教育長室と同面積 |
| | 教育長室 | 28.0 | 1 | 28.0 | 現存面積 |
| | 小 | 計 | · | 91.6 | 9013 EB 1X |
| 議会関係 | 議場 | 165.2 | 1 | 165.2 | 現存面積 |
| | 議員控室 | 71,3 | 1 | 71.3 | 現存面積 |
| | 議長室 | 19.4 | 1 | 19.4 | 現存面積 |
| | 議会事務局 | 35.6 | 1 | 35.6 | |
| | 小 | 計 | | 291.5 | |
| その他 | 監査委員室 | 35.6 | 1 | 35.6 | 現存面積 |
| 執行機関 | 小 | 計 | | 35.6 | |
| 事務関係 | 事務スペース | | | 1011.8 | 現存面積 |
| | 小 | 計 | | 1011.8 | |
| 会議室等 | 相談室 | 35.0 | 4 | 140.0 | 新規 |
| | 会議室(大) | 300.0 | 1 | 300.0 | 新規 |
| | 会議室(中) | 100.0 | 1 | 100.0 | 新規 |
| | 会議室(中) | 100.0 | 1 | 100.0 | 新規 災害対策本部室 |
| | 会議室(小) | 35.0 | 1 | 35.0 | 新規 |
| | 小 | 計 | | 675.0 | |
| 防災関係 | 防災管理室(仮称) | 100.0 | 1 | 100.0 | 新規 |
| | 小 | 計 | | 100.0 | |
| その他 | 印刷室 | 32.4 | 1 | 32.4 | 現存面積 |
| 執務関係 | 電算室 | 36.8 | 1 | 36.8 | 現存面積 |
| | 物入れ小倉庫 | | | 12.3 | 現存面積 |
| | 書庫 | | | 701.7 | 現存面積 |
| | 小 | 計 | | 783.2 | |
| 福利厚生 | 給湯室 | 4.4 | 3 | 13.2 | 現存面積 |
| | 宿直室 | 16.2 | 1 | 16.2 | 現存面積 |
| | 更衣室 | 18.9 | 2 | 37.8 | 現存面積 |
| | トイレ | 9.5 | 3 | 28.5 | 現存面積 |
| | 休憩室(和室) | 100.0 | 1 | 100.0 | 新規 |
| | 小 | 計 | | 195.7 | |
| 交通部分等 | 職員玄関 | | | 7.2 | 現存面積 |
| | 正面玄関 (風除室) | | | 9.7 | 現存面積 |
| | 玄関ホール | | | 32.4 | 現存面積 |
| | 廊下 | | | 305.2 | 現存面積 |
| | 廊下等 | | | 261.1 | 対象外面積 |
| | 小 | 計 | | 615.6 | |
| | 合 | 計 | | 3800.0 | |

【表5】公用車車庫、来庁者駐車場面積

| | 必要面積(㎡) | 備考 |
|--------|---------|-------------|
| 公用車車庫 | 558.0 | 31 台×18㎡ |
| 職員用駐車場 | 2,500.0 | 100 台分×25 ㎡ |
| 来客用駐車場 | 5,000.0 | 200 台分×25 ㎡ |
| 計 | 8,058.0 | |

8 新庁舎の構造や設備について

(1) 構造

鉄筋コンクリート造を想定しますが、建設地の地盤特性や耐震工法、建設コスト等を 勘案し、基本設計委託業務の成果により決定します。

(2) 階数

3階建を想定しますが、配置計画や平面計画等を勘案し、基本設計委託業務の成果により決定します。

(3) 設備概要

電気設備、衛生設備、空調設備、昇降機(エレベーター)、自家発電設備、浄化槽、 貯水槽、水道計装設備

以上を基本に、建設後の維持管理経費や設備更新などの負担軽減に十分配慮します。

9 防災センター機能について

(1) 防災管理室(仮称)

現在の防災行政無線の機器や津波防災ステーションの機器を集約し、一括管理するスペースを確保します。

(2) 災害対策本部室

災害対策本部として活用するスペースを確保します。

(3) 一時避難施設

有事の際、一時的に避難した町民を庁舎内に収容できるよう、会議室、相談室、休憩室(和室)、議場などをフルに活用します。

10 事業費の算定と財源対策について

(1) 事業費の算定

事業費は、「各室の積み上げによる必要面積(想定)」で述べた3,800㎡を基準に、 算定することとします。

事業費トータルの算定は、施設構造や設備内容などの仕様によって大きく異なるため、 新庁舎建設がどのような形態となるかは、今後策定される「基本計画」と「基本設計」 の段階で調査・検討を行って積算することとします。

(2) 財源対策について

新庁舎建設に係る事業費の財源については、庁舎部分は「緊急防災・減災事業債(充当率 100%、交付税算入率 70%)、防災センター部分は「都市防災機能補助金(補助率 1/2)を活用します。

また、起債や補助の対象外部分は、財政調整基金等の一般財源で対応します。

11 事業スケジュール (案) について

【表6】事業スケジュール(案)

| 時 期 等 | 項 目 |
|------------|--------------------|
| 平成28年12月 | 基本調査設計費 予算提案 |
| 平成29年 1月 ~ | 基本調査設計(繰越予定) |
| 9月 | |
| 1 0月 | 実施設計費 予算提案 |
| 平成29年11月 | 実施設計(繰越予定) |
| 平成30年 6月 | |
| 平成30年 7月 | 建設工事費 予算提案 |
| 平成30年 8月 ~ | 新庁舎建設工事(継続費) |
| 平成32年 3月 | |
| 平成32年 4月 ~ | 現庁舎解体工事、周辺整備、避難道整備 |
| 平成33年 3月 | |